


所管部課	子ども生活部・保育課	部長	榎本 豊			
件名	東大和市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市保育料徴収規則 東大和市子ども・子育て支援法施行細則				
	部課機関					
1 要旨						
<p>(1) 保育園等に在籍している園児自身の傷病や母親の里帰り出産等により、園児がすぐに退園となってしまう、保護者が仕事を辞めざるを得なくなるのを防ぐため、「東大和市保育の利用に関する規則」の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>① 保育施設に在籍しながら、傷病により長期休園できる期間は原則60日以内とし、やむを得ない事情がある場合は市長が別に定める期間とする。</p> <p>ア 現状、保育施設に在籍しながら、傷病により長期休園できる期間は最長60日間一年度途中に退園した場合、定員の関係上、再度入園できないときがある。</p> <p>イ 他市は、長期休園を認める期間は「1か月～3か月、期間の定めなし」等、様々である。</p> <p>ウ ただし、休園期間を無制限に認めるのは、待機児童がいる現状では他の利用者からの理解が得られにくい。</p> <p>エ このため原則は現状の60日以内とし、例外として、やむを得ない事情がある場合は市長が別途、期間を判断できるよう規定する。</p> <p>(例) ある程度の期間を休園すれば再登園の目途が立ち、かつ児童の発達上環境変化等の配慮が必要な場合等</p> <p>② 今まで、保護者が里帰り出産するため保育園を長期休園する場合、退園としていたが、里帰り出産の場合も90日以内、休園できることとする。</p> <p>ア 「日本一子育てしやすいまち」を目指す当市の行政サービスとして、里帰りする場合の出産についても支援し、第2子以降の出産をやすくする。</p> <p>イ 他市においても、里帰り出産による長期休園を認めている事例が多い。</p> <p>→1か月、2か月、3か月、期間の定め無し等・・・</p> <p>③ 上記①②の理由により長期休園できる保育施設を、保育所に加え、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所等とする。</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>① 仕事と子育ての両立を支援する。</p> <p>② 仕事と出産の両立を支援する。</p> <p>③ 在籍施設の種類に拘わらず、子育てを支援する。</p>						
2 経過 (現時点に至るまでの経過)						
(1) 文書課において審査済み						
3 留意事項 (問題点等)						
(1) 特になし						
4 主管部処理案 (検討結果等)						
(1) 庁議での審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。						
5 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。